

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷三十五第

月七年六十和昭

論叢

日本的經濟原理……………經濟學博士 柴田敬

明治初年の諸藩の商社……………經濟學士 堀江保藏

ナチス經濟團體の成立……………經濟學士 靜田均

研究

チヌウドル王朝の海運政策……………經濟學士 佐波宣平

アダム・スミスに於ける愛國心と人類愛……………經濟學士 白杉庄一郎

商工組合中央金庫について……………經濟學士 田杉競

出產男女別の統計的研究……………經濟學士 青盛和雄

說苑

會計學に於ける概念と用語の問題……………經濟學士 尾上忠雄

廣域經濟の條件……………經濟學士 上杉正一郎

法幣と匯割……………經濟學博士 小島昌太郎

附錄

彙報

外國雜誌論題

ナチス經濟團體の成立

靜田均

ナチスの統制經濟は、民間當業者による純粹の自治統制でないこと、いふまでもないが、同時に強權を背景にした獨善的な官僚統制でないこと、贅言を要しない。否、その双方を揚棄したより高次の經濟である。それは國家の指導を樞軸としながら、當業者の自治と創意と責任とに立脚するものであり、自由と拘束との力學的交錯はかなり複雑な面貌を呈してゐる。いま試みに國家と經濟に關するナチスの根本理念を摘記すれば、次の如くであらう。¹⁾

第一、民族の運命を決定するものは、經濟ではなく、政治である。經濟の上に政治的指導が立つ。經濟政策は全體政治の一部である。

第二、經濟はとりわけ民族のために、最高の且つ最善の生存條件を創り出し、國民を經濟的に安固ならしめ、動搖より防禦することを主要任務とする。されば經濟の任務は、單なる欲望の充足に止まるものではない。

第三、經濟を營むことは、國家の固有の任務ではない。國家は總じて經濟に任務を課することをもつて、満足することが出来る。

第四、國家の經濟的活動は、何ら世界觀の問題ではなくて、合目的性の問題である。ある領域における私經濟

1) H. Müllensiefen; Freiheit und Bindung in der geordneten Wirtschaft. 1939. S. 22

が、自由なる創意と私的危険に基づいて、その任務を達成し得ないか、又は十分に達成し得ない時に、國家の經濟的活動が起るのである。

もちろんナチスの統制經濟と雖も、個々の場合について見るならば、行過ぎもあり、不徹底も免れなかつたであらう。しかし、全體として考へる時、大きな成功を収めたことは確かであり、如何なるナチス嫌ひと雖も、今日ではこれを認めないわけに行かない。そして成功の原因は、要するにナチス獨特の機構とその運用の妙に歸するといつてよいであらう。この意味において、ナチス經濟團體の再編成の問題は、なかんづく我々の關心に値する。しかし、ナチスの經濟團體は、一定の原理的公式に基づいて電擊的に達成されたものではなく、むしろ不斷の自己批判により、絶えず修正を加へつつ、實踐の過程において徐々に發展したものである。

一九三三年待望の政權獲得と同時に、ナチスはまづさきに劃一化 (Gleichschaltung) を志し、これを敢行した。すなはち聯邦制度を廢止し、政黨の解散を命じて、言葉の眞實の意味における全體國家、單一政黨組織を樹立した。かうした政治的な地ならし工作が進行した他の一方において、經濟再編成の問題が横たはつてゐた。從來のドイツにおける企業者團體は、これを三つの範疇に分つことが出来る。第一は、勞働問題に關する團體としての雇主組合である。ナチスは勞働組合と共に、これを悉く解消せしめ、勞資一體の組織として新たに勞働戦線を結成せしめた。第二は、市場統制團體としてのカルテルである。これに對するナチスの政策は、一九三三年七月十五日の強制カルテル法の制定および經濟力濫用取締令 (一九三三年) の改正となつて現はれた。第三は問題の經濟團體である。ナチスは從來の任意團體である經濟團體をば整理統合して、指導者原理に立つ新しい強制團體に置き換へた。以下、カルテルと經濟團體の關係について、簡単な考察を加へたいと思ふが、それに先立つてまづ在野時

代におけるナチスの主張を顧みなければならぬ。

一九二〇年二月二十四日ミュンヘン黨大會において發表されたナチスの綱領は、二十五箇條より成立つてゐるが、その最後の第二十五條には次の如く書かれてゐる。曰く、「以上の諸點を遂行せんがために吾人は要求す。國家の強力なる中央權力の確立。全國家ならびにその組織全般の上に立つ政治的中央議會の絶對的權威。國家の制定する原則法を各州に於て實行するための職業階級會議所の設置」云々。右によつて我々は、後年問題となつたところの經濟團體問題に關する在野時代のナチスの見解の一端をおぼろげながら把握することが出来るが、他方、カルテルに關しては如何なる主張がなされてゐたであらうか。

さきの黨綱領は、「吾人は（從來）既に社會化された企業（トラスト）を國營にうつすことを要求す」（第十三條）と掲記し、そしてフェダーはその趣旨を解説して、次の如くいつてゐる。²⁾「大企業（コンツェルン・シンヂケートおよびトラスト）の國營化の要求もまた、資本主義的觀念に對する我々の一般的鬭争から生ずる。——シンヂケートやトラストは、何よりもまづ、ある生産領域において、價格獨裁の目的をもつて、同じ經營の結合を樹立せんとする目的に役立つものである。最も優良、最も廉價なる財貨を提供せんとする努力ではなく、消費者に對しほしひまゝに商品の數量と品質と價格とを決定せんとする努力が支配的なのだ。かゝる「リング」は個々の收益のある經營において、特に好まれるところである。同種の新しい企業が、しばしば莫大な代金と引換に買収されたり、休止されたりする。かくて「供給」それ自體は、「割當」によつて統制され、従つて價格は「需要供給」といふ名目だけの根本法則によつて決定される。しかもそれこそが、まさに株主にとつての問題なのだ。競争によつて、價格は出来るだけ低く維持されるといふことは、もはや問題ではない。なかんづく革新や發明は、もしそれが古い經

2) G. Feder, Das Programm der N. S. D. A. P. S. 46.

營の「收益」にとつて危険である場合には、悪く見られ、えて抑壓されがちである。」

これによつてこれを見れば、在野時代におけるナチスの公式的見解は、カルテルの最高の形態であるシンデケートをトラストとほぼ同等視し、これに對して敵對的態度を示してゐたこと、想像にかたくない。もちろんこれだけで、ナチスがカルテル一般に對して否定的な考へをもつてゐたと論定することは、或は即斷の譏りを免れぬであらう。なぜなら、一口にカルテルといつても、例へば、その最も強固な組織であるシンデケートと極めてルーズな協定である條件カルテルとは、これを同等視すべくあまりに大きな懸隔があるからであり、またいはゆるカルテルの中には中小經營のそれも含まれてゐるからである。そしてナチスが中小經營の同情者であり、その維持存続に熱意をよせてゐたことも、確かだからである。黨綱第十二條はいふ、「經濟生活のあらゆる領域において、小、中、大經營の健全なる混在が、維持されねばならぬ」と。

二

ナチス政權獲得前におけるドイツにおいて、カルテル運動は如何なる段階に達してゐたであらうか。いはゆるカルテル統計なるものは、この間に對して、充分の解答を恵んでは呉れないけれども、試みにワーゲンフェールに從つて、概觀を興へれば、左の如くである。¹⁾

ワーゲンフェールの調査は、一九三〇年の事實に基づいたものであるが、これによると、工業におけるカルテルは一七一一七であり、交通・金融・保險におけるそれを合算すると、總數一八〇〇に達する。もちろん、何をカルテルと觀念するかは學者によつて相違するため、同じ年度の調査でありながら、カルテルの數は、調査主體を異にするに從つて相違し、しかもその開きが非常に大きいといふことは、從來まゝ見られたところであるが、ワー

1) H. Wagenführ; Statistik der Kartelle. Allgemeines Statistisches Archiv. Bd. 22 1932 S. 241.

| | | |
|------|----------------|------|
| I | 工業(卸商業を含む) | 1717 |
| (1) | 鑛業 | 62 |
| (2) | 製鐵業(鐵および銅) | 108 |
| (3) | 鐵鋼製品 | 167 |
| (4) | 冶金工業 | 37 |
| (5) | 金屬製品 | 36 |
| (6) | 機械工業 | 115 |
| (7) | 車輛 | 15 |
| (8) | 電氣機械・精密機械・光學機械 | 63 |
| (9) | 電力・瓦斯・水道 | 14 |
| (10) | 建築 | 160 |
| (11) | 石材・土砂 | 25 |
| (12) | 陶磁器 | 35 |
| (13) | ガラス | 40 |
| (14) | 化學製品 | 200 |
| (15) | 木材・木材加工業 | 67 |
| (16) | 紙および板紙 | 66 |
| (17) | 纖維・被服 | 267 |
| (18) | 皮革・リノリウム | 38 |
| (19) | ゴム・樹脂・アスベスト | 12 |
| (20) | 食料品・嗜好品 | 130 |
| (21) | 玩具・スポーツ用品 | 12 |
| (22) | 樂器 | 23 |
| (23) | ファルム | 9 |
| (24) | 出版・圖書販賣・美術品販賣 | 4 |
| (25) | 複寫業 | 12 |
| II | 交通 | 40 |
| | 水運 | 30 |
| | 陸運(運送業を含む) | 10 |
| III | 銀行および取引所 | 8 |
| IV | 保険 | 35 |
| | 總計 | 1800 |

ゲンフェー
ルの研究は
だいたい穩
健にして中
正をえたも
のを見てよ
からうと思
ふ。
彼による

と、右の數字は決してあらゆるカルテルを悉く網羅したものではない。例へば、煉瓦工業や銀行業にあつては、地方的な團體が少くないが、これらをも計上するとすれば、より多くの數字がえられるし、また農林業におけるカルテル的團體、手工業における多數の同業者組合、小賣商業における協定、旅館營業および酒小賣業における規約、自由職業における價格統制團體等は、すべてこれを除外したが、もしこれらをも加へるとすれば、一九三〇年末現在において、少くとも二四〇〇位のカルテルが獨逸に存在したといふことである。主として問題となるのは、いふまでもなく工業カルテルであるが、その内譯を見ると、纖維被服、化學製品、鐵鋼および鐵鋼製品、食料品、機械工業等の諸部門に比較的多いことが知り得られる。

しかし、單なる數的把握は、カルテル化の實狀に對して何ら精密な觀念を與へるものではない。個々の部門に

において、如何なる種類のカルテルが最も多く普及してゐるか、といふことが、我々にとつて重要な問題である。換言すれば、價格カルテル・請負カルテルの如き、低級のカルテルが多いが、それとも生産カルテル・地域カルテル・割當カルテルの如き、より高級なカルテルが多いかである。ワーゲンフェールによると、工業カルテルのうち、低級のカルテルは高級のカルテルの二倍にあたる。つまり、三分の二が低級のカルテルであり、残り三分の一が高級のカルテルである。さうして低級のカルテルの大多數をしめるものは、コンベンション・價格カルテル乃至は價格カルテル類似の協定（例へば公正價格組合、公開價格組合等々）である。價格統制を伴はずして單に販賣条件のみを協定するものは、悉く除外し、右の數字の中に含まれてゐない。高級のカルテルのうち大部分はシンデケート（共販カルテル）であつて、約三分の二をしめ、生産カルテル・地域カルテル・割當カルテル等があとの三分の一をしめてゐる。利潤分配カルテル（プール）は、獨逸においては比較的少い。念のため斷つておくが、高級のカルテルは低級のカルテルをばその内部に包含してゐる。このゆゑに、カルテル種類の統計的把握は、極端に困難化されるわけであるが、右の統計では、二重計算に陥ることをさけ、高級のカルテルのみを計上する方針をとつた。その限りについて一應信賴するに足る、といへよう。

しかし、たとひカルテルの形態が一應判明したとしても、カルテル拘束の強弱に關する判断は、實際の内的なカルテル政策もしくはカルテルの運営に依存する問題である。どの程度定款に記載された價格決定の方法、生産割當の方法等が實行されるかを知るのぞなければ、カルテルの拘束力に關して何らの確な判断を下しうるものではない。然るにカルテルの對内政策の質的規定は、統計的に直接これを捕捉することの出來ぬ性質のものである。我々はこゝにカルテル統計の限界を見出さざるを得ない。

にも拘らず、我々は右の簡單な認識をもつてしても、當面の問題にとつてある程度役立つことを認めねばならぬ。つまり獨逸においても、カルテルの大部分が低級のカルテルであつて見れば、これを無視してカルテル政策を樹立することは出来ないといふことである。それは、次に述べるナチスの強制カルテル法の運用に徴しても、充分に首肯することが出来るであらう。

三

ナチスは政權獲得後間もなく、より正確にいへば一九三三年七月十五日に、強制カルテル法を公布し、同時に社會民主黨時代に制定されたカルテル法である經濟力濫用取締令（一九三三年）の改正を行つた。これはナチスの具體的カルテル政策の表明として記録的な大きな出來事である。しかも双方ともカルテル助成政策である點において、一層注目に値する。ナチス以前における獨逸のカルテル政策が概して消極的なカルテル監視政策であつたのに對して、著しい轉向であるばかりでなく、在野時代カルテル嫌ひで一般に通つてゐたナチスが、忽ち豹變してカルテルに好感をよせ始めたやうにもとれるからである。

いふまでもなく強制カルテルは、國家の端的なカルテル助成政策を意味する。それは或は新カルテルの強制結成の形態をとり、或は既存カルテルへのアウト・サイダーの強制加入の形態をとり、或は既存カルテルの強制延期の形態をとるが、そのいづれであるにせよ、當該産業が何らか重大な困難に陥つたことを前提とし、また業界の自力救済の不可能なことを前提とする。戦前の事實によると、國家のかうしたカルテル助成政策は、企業結合の比較的遅れた國か、或は著しく未發達の産業部門において見られたところであつた。

獨逸において強制カルテルが最初に日程に上つたのは、さきの歐洲大戰當時のことに屬するが、ついで戦後の

社會化時代に、例へば加里や石炭に強制カルテルが設立された。それは社會民主主義的なイデオロギーに基づくかの「計畫經濟」の具體的擔當者としてである。その後一九三〇年より一九三二年にかけて、燐寸、牛乳、砂糖澱粉等に強制カルテルが設立された。しかし、それは社會化時代のやうな計畫經濟の意味合ひのものではなくて、明かに經濟促進的な性質をおびたものであつた¹⁾。

ともあれ、これまでのところでは、強制カルテルは單行法により個々の部門に設立されたといふに止まり、一般的に強制カルテル法はまだ制定されてゐなかつた。それが實現したのは、ナチスになつてからのことである。この意味において一九三三年の強制カルテル法は、まさに劃期的な立法であつた、といつてよい。それはどの部門にも、必要に應じて強制カルテルを設立しうる建前のものである。

「經濟大臣ハ企業ノ重要性并ニ全體經濟及公共ノ福祉ヲ考慮シ、特ニ必要アリト認ムルトキハ、市場統制ノ目的ヲ以テ企業ラシソングケート、カルテル若クハ之ト類似ノ協定ニ結合セシメ、又ハ既存ノ斯カル企業結合ニ加入セシムルコトヲ得」(強制カルテル法第一條)。かうした條文で始るナチスの強制カルテル法は、僅々十條よりなる短い法律ではあるが、經濟大臣に極めて強大な権限を與へたものである。しかし、さうかといつて、カルテルによる經濟の再編成をもくろんだもの、と早合點してはならぬ。立法趣意書が念入りに斷つてゐるやうに、強制カルテル法は、「個々の企業者の創意と責任とに基づく經濟秩序を根本から變革しようとするものでもなく、また國家的計畫經濟を實施しようとするものでもない」。それは「非常時にのみ適用さるべき暫定的な臨時立法」であつた。立法趣意がさうであるばかりでなく、事實において法の運用は、頗る慎重かつ賢明に行はれたのである。一九三三年より一九三六年にかけての最初の四箇年間は、第一次四箇年計畫の實施された時期であり、従つてそ

1) H. Brunner, Zwangskartelle. 1937 S. 30, 31.

ここでは恐慌の克服といふことが、當面の課題であつた。より具體的にいへば、農村の救済と失業問題の解決が目標とされたのであり、そして強制カルテル法は疲弊産業部門における無統制な競争に止めを刺し、業界に安定を齎らすことによつて、右の目標の達成を側面より掩護せんとするものに外ならない。

高度工業國である獨逸においては、殆んどどの部門にもカルテルが存在してゐたから、従つて新規カルテルの強制結成の事例は乏しく、既存カルテルへのアウト・サイダーの強制加入が、強制カルテルの壓倒的大部分をしめたのであつた。それは畢竟するに、弱體自治カルテルの國權による補強を意味する。強制カルテル設立の命令は、四箇年間に一二〇に上つたと報ぜられてゐるが、當時獨逸における工業カルテルの總數を約一七〇〇と見積れば、必ずしも多いとはいへないであらう。多くは條件カルテルまたは價格カルテルであつて割當カルテルはむしろ稀であつた。このことは、強制カルテルの統制事項が主として販賣價格や販賣條件に關するものであり、カルテルとしては低度のものが大部分をしめてゐることを意味する。次に強制カルテルの期間は概して短期間であつた。²⁾ 強制カルテルは非常時の暫定的措置であるだけに、その期間を短く限定し、實際的必要以上に國家的干渉の及ぶことを避けようとしたことが窺はれる。

ナチスの強制カルテル法は、かくの如く、特に政府が必要やむを得ずと認めた場合に限つて發動された。さうして政府が必要と認めた場合は、多種多様であり、それに對する政府の措置もむろん一樣ではない。³⁾ 個々の事例について見ると、國內團體と外國側との協力を促進しようとする目的に出たものもあれば、また小規模工業部門が陥つた困難を救はうとする趣旨に基づいたものもある。一時的な過剰生産や趣味流行の變遷に應ぜしめようとしたものがあるかと思ふと、季節的現象を緩和し、家庭勞働者や家内工業者の社會狀態を改善しようとしたもの

- 2) K. Uckel; Zwangskartelle. Handwörterbuch der Betriebswissenschaft. 2. Aufl. Bd. 2. 1939.
- 3) C. Billich; Vier Jahre nationalsozialische Kartellpolitik. Der Deutsche Volkswirt. 24. Sept. 1937.

もある。大中小企業間の均衡を維持し、加工部門の獨立性を保證し、生産部門の價格を調整して他との均衡を得せしめ、國民經濟的に望ましき事業の負擔をなるべく多數者に分割しようとしたものもあるし、同種の企業間に事業の分野を劃定し、また特別の専門取引商を設置しようとしたものもある。

業者の側からの強制カルテル設立の申請は、かなりの數に上つたが、當局は嚴重に審査し、眞にやむを得ずと認められたもの以外は悉く却下したこと、却下された件數は少くないこと、たとひ強制カルテルを設立せしめても、その期間はごく短期間に限定し、業界の實狀と乖離しないやう、更新の場合には再審査したこと、一般に強制カルテルに對しては、特に嚴重な監督が加へられ、期限後任意カルテルに復活してからも、依然として注視を怠らなかつたこと、強制カルテル法の發動は中小企業者のカルテルに多かつたこと、——およそこれらの點を考へるとき、法の運用は慎重であり、かつ例外的な現象として、出来るだけ運用を手控へたことを、推定してよいであらう。換言すれば、強制カルテル法の制定にも拘らず、ナチスは國民經濟の全面的カルテル化に陥ることを極力さけた、といふことが出来る。コールは、ナチスの強制カルテルを評して、それは小資本家に對して大資本家の地位を強化した點で、アメリカの N R A と全く同様だ、と簡単に片付けてゐる。⁴⁾ むろん、さうした一面がなかつたとはいへないけれども、我々はやはり以上の如き解釋を下すことをもつて、おそらく失當ではあるまいと思ふものである。

四

ナチスのカルテル政策が比較的早くから着々進行し、恐慌の克服、疲弊産業の救済に寄與するところ多かつたに反して、商工業における經濟團體の再編成は、ナチス本來の念願であつたにも拘らず、當初のうちあまり涉々

4) G. D. H. Cole; Practical Economics. 1937 p. 107.

しい成果をあげなかつた。特に農業部門において、ライヒ食糧團 (Der Reichsnährstand) なるものがいち早く組織され、農業新體制の確立を見たのに對比し、著しい相違といはねばならぬ。何故であらうか。

「職分團的構成と有機的經濟體制の實現は、徐々に歩一歩進められた。けだし、有機的なものはおのづから成長するものであり、事物の發展から形成され、現實の生活から形成されるものだから、従つてナチス當局は完全に新しい立法と出来合ひの組織を經濟に押付けることをわざと避けた」とヘーペルラインは書いてゐる¹⁾。いづれにせよ、ナチスにおける産業の再編成の過程が坦々たるものでなかつたことは、確かである。バルトによると、それは三つの時代を劃した、といふ。第一期は一九三三年より一九三四年春までであつて、從來の任意制の經濟團體の人事の異動を行ひ、多數決主義に代ゆるに指導者原則をもつてした時代である。一九三四年春より一九三五年末までは、第二期に該當し、過剰の法人を整理統合し、以前の任意經濟團體をば新たに強制團體としての集團に編成替した時代。第三期は一九三六年以降であつて、この期にはじめて集團の任務が具體的に明確となり、また集團と會議所の關係および集團と市場統制團體との關係が明確となつた。

要するに商工業における經濟團體の再編成、在來の任意制の利益團體のナチス的職分團體への改組は、當初より企圖され、また着手されたのであつたが、初期の試みはおほむね失敗に歸し、一九三四年二月二十七日「ドイツ經濟の有機的構成準備法」の制定によつてはじめて本來のスタートを切つたといふことが出来るであらう。同法によつて經濟大臣は、左の如き強力な権限を與へられた。(一)經濟團體を當該經濟部門における唯一の代表と認めること、(二)經濟團體を設立・解散・合併せしめること、(三)經濟團體の定款および組合協定を變更補充せしめ、特に指導者原理を導入すること、(四)經濟團體の指導者を任免すること、(五)企業者および企業を經濟團體に加入せしめることが、すなはちそれである。右の規定がそれ自體として暗示してゐる如く、新しい經濟團

- 1) L. Häberlein; Das Verhältnis von Staat und Wirtschaft. 1938.
- 2) E. Barth; Der fachliche und regionale Aufbau der gewerblichen Wirtschaft. Jahrbuch der nationalsozialistischen Wirtschaft. 1937 S. 267.

體の根本性格は次の諸點にあつた。第一は法的な單一代表としての資格であり、第二は指導者原則の導入であり第三は義務加入制によるアウト・サイダーの根絶である。さうしてカルテルとの關係についていへば、當時の經濟大臣シュミットの訓辭演説の中に當路の意向を窺ひ知ることが出来る。「私の根本的見地よりすれば、總じて價格拘束もしくは割當拘束の如きカルテルは、望ましくならぬものと考へる。それにも拘らず、敢へて極めて多くのカルテルを是認したのみならず、強制的に設立さへもしたのは、經濟的に重大な時には、經濟の箇々の部分に容易ならぬ破壊が現はれたからである。それに關して私は一々立入る必要を見ない。將來においても、價格拘束がないわけではなからう。否、一々の場合においては、特に割當拘束なしには濟まぬであらう。しかし、新法の興へる可能性によつて、適當なる指導者が從來より遙かに多く、價格拘束がなくとも、その専門集團の内部に望ましい秩序を貫徹し、これを維持しうることは、確からしく思はれる」。すなはちこゝで我々の接するのは、カルテルは好ましくならぬものだといふ考へ方であり、カルテルではなく、むしろ經濟團體に絶大の使命と期待がかけられてゐるといふことである。

ともかくも右の法律に基づいて、獨逸の商工業は十三の部門に分たれ、各部門毎に主要集團(Trusts)が組成されると同時に、その各々に指導者が任命された。指導者はいづれも財界人であり、さらに彼等を統率する最高の指導者として、ベルグマン電機會社々長、ドイツ電機業組合聯合會長P・ケスラーが任命された。かくしてこゝに經濟指導者制度なるものを現出したのであるが、たゞその運営に關して、最高の指導機關である經濟省との間に意見の枵格を來たし、開店休業の状態に陥つた。その後一九三四年十一月二十七日第一次施行令の發布によつて、經濟團體の再編成ははじめて本格的な軌道に乗つたのであつた。第一次施行令の發布されたのは、ちやうど經濟團體における必要な整理が一段落ついた時であつた。

第一次施行令に基づいて形成された經濟集團は、全然新規に出來たものでなく、主として従前の任意制の經濟團體を整理統合し、これに新しい生命を吹き込んだものである。従つて新經濟團體の構成員の中核をなすものは従前の經濟團體の構成員であることは、いふまでもない。ナチス以前においては、無数の經濟團體があり、かつそれが分散して統一と連絡をもつてゐなかつたため、無用なる力の消費があり、獨逸經濟の重い負擔となつてゐた。然るにナチスがこの雜然たる自然發生的な經濟團體の叢に大鉞を振り、その整理統合を行ひ、新たに整然たる系統をもつた強力な經濟團體を編成し、商工經濟に有機的な機構を打ち樹てたことは、極めて意義深きことといはねばならぬ。

新經濟團體は、その後四回の施行令によつて成長發展を重ねたものであつて、當初と今日とはかなりその數を異にするが、簡単にその輪廓を語れば、基本的には業種別團體と地區別團體との二系統に分つことが出来る。まづ業種別團體について見ると、工業・手工業・商業・銀行・保險・動力燃料等の諸部門毎に、最高の自治的團體としてライヒ集團 (Reichsgruppe) がおかれ、その下にいくつかの經濟集團 (Wirtschaftsgruppe) が、さらにその下に多數の専門集團 (Fachgruppe) が、そして最下位に専門小集團 (Fachuntergruppe) が設けられてゐる。業種別團體が四段になつてゐるに對して、地區別團體は二段になつてゐる。すなはち全國を十四の經濟地區に分ち、各經濟地區毎に原則として一箇の經濟會議所が設けられる。經濟會議所は、當該地區内のあらゆる經濟利益の代表である。集團の要求ある場合、この經濟地區毎に地區集團 (Beirungsgruppe) が設けられる。經濟地區の下の單位として商工會議所の地域があり、この商工會議所の地域を單位として、地區小集團 (Beirkantengruppe) が設けられてゐる。地區小集團は商工會議所および手工業會議所と共同して、經濟會議所に代表を送り、またライヒ集團は經濟會議所と共同して、ライヒ經濟會議所 (Reichswirtschaftskammer) に代表を送る。ライヒ經濟會議所は、ドイツ産業統制の最高の自治的中央機關である。

4) Häberlein, l. c. S. 172.